

① 克雪化改修工事

既存住宅を克雪化住宅（耐雪式、落雪式、融雪式）に改修した場合、最大66万円（要援護世帯は最大82.5万円）を補助します！



出典：新潟県HP 克雪住宅を知りたい、つくりたい <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1264971691376.html>

② 雪下ろし安全対策工事

屋根の雪下ろし安全対策として命綱固定アンカー等を設置した場合、最大10万円補助します！



命綱固定アンカー使用例



ワイヤーの場合



単管の場合

【参考】命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）の設置例

※ 手続きの流れ ※

① 交付申請

- 補助金「交付申請書」他を市へ提出
（添付書類は、見開きP2の6、P3の6交付申請をご参照ください。）
- ① 受付期間：令和7年4月14日（月）～令和7年12月12日（金）
※ただし、先着順とし予算額に到達次第受付終了

② 交付決定

- ② 市の審査終了後、「交付決定通知書」が市から郵送されます。

③ 工事着手

- ③ 交付決定通知書が届いたら、工事に着手してください。
＊ 着手前、工事施工中、工事完了時の写真撮影をお願いします。
＊ 申請内容に変更が生じた場合は、「変更申請書」の提出が必要になります。

④ 工事完了

- ④ 工事が完了したら速やかに「実績報告書」を提出してください。
（添付書類は、見開きのP2の7、P3の7実績報告書をご参照ください。）
実績報告書提出期限：令和8年1月30日（金）

⑤ 額の確定

- ⑤ 実績報告書の審査終了後（市が必要と認める場合は、現場検査を行います。）
「額の確定通知書」及び「請求書（様式）」が市より郵送されます。

⑥ 補助金支払い

- ⑥ 請求書に住所、氏名、口座番号等を記載していただき、市へ提出してください。
※提出後、30日以内の支払いとなります。提出期限：令和8年3月31日（火）

① 克雪化改修工事

1. 対象工事 (既存住宅のみ対象、新築住宅は対象外)

※本屋をすべて克雪化(耐雪式、落雪式、融雪化)し、かつ屋根面積の2分の1以上を克雪化することが対象。

※すでに克雪化されている住宅は対象外。

【耐雪式】

- ・3メートル以上の積雪荷重(積雪1センチメートルにつき1平方メートル当たり3キログラムとする。)に対して安全であることが構造計算等により確認でき、かつ、雪庇対策を講じたもの。

【落雪式】

- ・屋根面の全部にわたって屋根雪の移動を不要とする住宅のうち、屋根勾配を10分の5以上(特に滑雪能力があると認められる屋根材(ステンレス鋼板、フッ素樹脂塗装鋼板等)を使用した場合に屋根勾配を10分の4以上とすることができる。)にするもの。
- ・強制落雪装置を有した住宅で、落雪させた雪を敷地内で処理することができるもの。

【融雪式】

- ・屋根面の全部にわたって屋根雪の移動を不要とする住宅で、屋根に熱エネルギーの利用による融雪措置を講じたもの。
(地下水を利用する場合にあっては、その還元を行うことができるものに限る。)
- ※既存融雪設備が経年劣化等で機能していない住宅に新たに融雪設備を設置する場合は補助対象になります。修理は対象になりません。

対象工事の詳細についてはお問合せ先へご連絡ください。

2. 補助金の総額

627万円

ただし、先着順とし予算額に到達次第受付終了。

3. 対象工事費

屋根の克雪化改修に要する工事費(税込み)が対象です。

4. 補助率・限度額

- 補助率
一般世帯 : 工事費の1/5
要援護世帯 : 工事費の1.25/5

- 限度額
一般世帯 : 66万円
要援護世帯 : 82.5万円

※千円未満の端数金額は、切り捨てとなります。

5. 補助対象者

【一般世帯】

- ① 市内に住所を有する方又は市内に転居する意思を有する方
※市内に転居する意思を有する方の場合、居住する旨の誓約書が必要です。
- ② 申請時において世帯員各々が市税等を滞納していない方

【要援護世帯】

- 上記①・②共通
- ③ 以下の世帯のうち、当該世帯全員の市民税が非課税の世帯

- ・高齢者世帯 : 世帯全員が満65歳以上
- ・障がい者世帯 : 世帯主が障がい者(1級~6級)
- ・精神障がい者世帯 : 世帯主が精神障がい者(1級~3級)
- ・ひとり親世帯 : ひとり親+18歳以下の児童のみの世帯
- ・生活保護世帯 : 生活保護法該当世帯
- ・中国残留邦人世帯 : 中国残留邦人支援法 該当世帯

6. 交付申請

【交付申請書 添付書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 工事見積書
- ④ 工事着手前写真
- ⑤ 図面(案内図、平面図、立面図等)
- ⑥ 承認図等(使用する資材等を記載した図面等)

※克雪の種類に応じて、カタログや構造計算書の添付が必要となります。

7. 実績報告書

【実績報告書 添付書類】

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真
- ⑥ 施工証明書

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認める場合は、現地の確認検査を行います。

工事費用の精算後1ヶ月以内に提出願います。
実績報告書提出期限 : 令和8年1月30日(金)

8. 補助金支払い

市から「額の確定通知書」及び「請求書用紙」をお送りします。
請求書に住所、氏名、捺印、口座番号等を記入していただき、市へ提出してください。提出後30日以内に指定口座へ振込みとなります。
提出期限 : 令和8年3月31日(火)

② 雪下ろし安全対策工事

1. 対象工事 (既存住宅のみ対象、新築住宅は対象外)

【墜落制止用器具取付設備の設置】

- ・墜落制止用器具を取り付けるために住宅等に固定された設備

【墜落防止柵の設置】

- ・屋根からの墜落を防ぐために屋根の端部に固定された柵

【固定式昇降用ハシゴの設置】

- ・屋根の上面へ昇降するために住宅等に固定されたハシゴ
※屋根雪下ろし作業時の安全性の確認が必要になります。

【ハシゴ昇降口の雪庇対策工事】

- ・ハシゴからの転落事故防止や屋根への乗り入れをしやすいするための雪庇対策工事
※移動式ハシゴを使用する場合は、ハシゴ固定金具等の設置工事をあわせて行う場合が対象になります。

※雪下ろし安全対策工事は、住宅と生活上不可分な付属屋（車庫、納屋等）も補助対象となります。

対象工事の詳細についてはお問合せ先へご連絡ください。

2. 補助金の総額

400万円

※ただし、先着順とし予算額に到達次第受付終了。

3. 対象工事費

雪下ろし安全対策に要する工事費（税込み）が対象です。

4. 補助率・限度額

○ 補助率：工事費の1/2

○ 限度額：10万円

※千円未満の端数金額は、切り捨てとなります。

5. 補助対象者

【一般世帯】

- ① 市内に住所を有する方又は市内に転居する意思を有する方
※市内に転居する意思を有する方の場合、居住する旨の誓約書が必要です。
- ② 申請時において世帯員各々が市税等を滞納していない方

【要援護世帯】

上記 ①・② 共通

- ③ 以下の世帯のうち、当該世帯全員の市民税が非課税の世帯

- ・高齢者世帯：世帯全員が満65歳以上
- ・障がい者世帯：世帯主が障がい者（1級～6級）
- ・精神障がい者世帯：世帯主が精神障がい者（1級～3級）
- ・ひとり親世帯：ひとり親+18歳以下の児童のみの世帯
- ・生活保護世帯：生活保護法該当世帯
- ・中国残留邦人世帯：中国残留邦人支援法 該当世帯

6. 交付申請

【交付申請書 添付書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 工事見積書
- ④ 工事着手前写真
- ⑤ 図面（案内図、平面図、立面図等）
- ⑥ 承認図等（使用する資材等を記載した図面等）

7. 実績報告書

【実績報告書 添付書類】

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真
- ⑥ 施工証明書

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認める場合は、現地の確認検査を行います。

工事費用の精算後1ヶ月以内に提出願います。
実績報告書提出期限：令和8年1月30日（金）

8. 補助金支払い

市から「額の確定通知書」及び「請求書用紙」をお送りします。
請求書に住所、氏名、捺印、口座番号等を記入していただき、市へ提出してください。提出後30日以内に指定口座へ振込みとなります。
提出期限：令和8年3月31日（火）

共通

Q1：すでに着手している工事又は、完了している工事は申請できますか。

A1：できません。着手前に交付申請し、交付決定通知書が届いた後に、工事着手してください。

Q2：市で実施している他の補助制度と併用はできますか。

A2：他の補助制度との併用はできません。
【併用できない支援事業】妙高市家族と環境にやさしい住宅取得等支援事業 等

①克雪化改修工事

Q3：現在、融雪式の住宅ですが、融雪ボイラーや配管等が破損したため修繕が必要です。補助対象になりますか。

A3：修繕は対象になりません。
しかし、経年劣化で現在使用できず機能していないものについて、新たに融雪装置を設置する場合は対象となります。

Q4：住宅の本屋のみ（下屋のみ）の克雪化は対象になりますか。

A4：本屋をすべて克雪化し、かつ屋根面積全体の1/2以上を克雪化する工事が対象となります。
本屋がすでに克雪化されている場合は、下屋のみの克雪化も対象となります。

②雪下ろし安全対策工事

Q5：命綱固定アンカーの設置はどこに頼めばいいですか。

A5：建設業者（工務店、板金業者など）に相談してください。
施工例等については県HPをご参照ください。
・参考ページ：新潟県HP 安全な屋根雪下ろしのために ～命綱固定アンカーガイドブック～
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356875666987.html>

Q6：別敷地にある農作業小屋は対象となりますか。

A6：別敷地にある居住者が使用する生活上不可分な乗用車車庫、住宅用倉庫等は対象となります。
営利を目的に使用される付属屋（農作業所等）は対象外です。

Q7：屋根へのハシゴ取付は対象となりますか。

A7：屋根雪下ろし作業時の安全性が確認できる場合は、固定ハシゴ取付も対象となります。

Q8：克雪化されている住宅に雪下ろし安全対策を検討していますが、対象になりますか。

A8：克雪化されている住宅は雪下ろしが不要なため、雪下ろし安全対策工事の補助対象にはなりません。

〈お問合せ先〉

妙高市 建設課 都市計画・建築グループ Tel 0255-74-0026（直通）

<http://www.city.myoko.niigata.jp> 妙高市ホームページより申請書のダウンロードができます。



QRコードから
閲覧が可能です